第80期末(平成17年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

4 31				(単位:百万円 <u>)</u>
	<u> </u>	金額	科 目	金額
(資産の部)			(負債の部)	
現 金 預 け	金	6,219	預金金	162,073
現	金	4,215	当 座 預 金	4,980
預 け	金	2,004	普 通 預 金	57,411
買入金銭債	権	1,370	貯 蓄 預 金	353
有 価 証	券	27,364	通 知 預 金	7
国	債	18,408	定期 預金	97,057
地方	債	404	定期積金	19
社	債	6,162	そ の 他 の 預 金	2,244
株	式	397	コールマネー	8,000
その他の証	券	1,990	その他負債	999
貸出	金	142,696	未決済為替	1
割引手	形	3,715	未 払 法 人 税 等	31
手 形 貸	付	19,402	未 払 費 用	366
証書貸	付	114,770	前 受 収 益	176
当 座 貸	越	4,808	給付補てん備金	0
その他資	産	548	その他の負債	424
前 払 費	用	0	退 職 給 付 引 当 金	616
未 収 収	益	154	繰 延 税 金 負 債	64
その他の資	産	393	再評価に係る繰延税金負債	703
動 産 不 動	産	3,041	支 払 承 諾	4,419
土地建物動	産	2,737	負債の部合計	176,876
保証金権利	金	303		
支 払 承 諾 見	返	4,419	(資本の部)	
貸倒引当	金	2,270	資 本 金	5,862
			利 益 剰 余 金	355
			当期未処理損失	355
			当期純利益	433
			土 地 再 評 価 差 額 金	913
			株式等評価差額金	94
			資 本 の 部 合 計	6,514
資産の部合	計	183,391	負債及び資本の部合計	183,391
		·		·

(貸借対照表注記)

- 注1.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 2.有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるもののうち株式については決算期末月1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額、また、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
 - 3.動産不動産の減価償却は、定率法(ただし平成10年4月1日以後に取得した建物(建物付属設備を除く。)については定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年~50年

動 産 3年~20年

- 4. 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法により償却しております。
- 5.新株発行費は資産として計上し、3年間の均等償却を行っております。ただし、金額が僅少なものについては発生時の費用として処理しております。
- 6.貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立 した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能額見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5.548百万円であります。

7.退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から損益処理

従業員数の減少により平均残存勤務期間が 12.0 年となったため、数理計算上の差異の損益処理年数を従来の 15 年から 12 年に変更しております。なお、この変更による営業経費への影響は軽微であります。

- 8. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、 通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- 9.消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等はその他の資産に計上し5年間で均等償却を行っております。
- 10.動産不動産の減価償却累計額 2,004百万円
- 11.動産不動産の圧縮記帳額 52百万円
- 12.貸借対照表に計上した動産不動産のほか、電子計算機の一部及び車両については、リース契約により使用しております。
- 13.貸出金のうち、破綻先債権額は662百万円、延滞債権額は5,355百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図 ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

14.貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は、125百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している貸 出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

15.貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,293百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息 の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、 延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

16.破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は7,437百万円で あります。

なお、13.から16.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 17.手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受 け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その 額面金額は3,899百万円であります。
- 18.担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券

2,918 百万円

担保資産に対応する債務

326 百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 5,454 百万円、預け金 9 百万円を差し入れて

おります。

19.土地の再評価に関する法律(平成 10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価 を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負 債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公 布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法第6条 の規定により公示された価格、及び同施行令第2条第2号 に定める国土利用法施行令第9条第1項により判定され た標準価格に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近 隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出い たしております。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の 再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,062 百万円

- 20.1株当たりの純資産額
- 2,109 円 70 銭
- 21.商法施行規則第124条第3号に規定する時価を付したことにより増加した純資産額は、94百万円であり
- 22.商法施行規則第92条に規定する「貸借対照表上の純資産額から土地再評価差額金及び株式等評価差額 金の合計金額を控除した金額」から「資本金、資本準備金及び利益準備金の合計額」を差し引いた資本の 欠損の額は355百万円であります。
- 23.有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表	時 価 差額			
	計 上額			うち益	うち損
国債	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
地方債					
社債	500	505	5	5	
その他	1,899	1,891	8	39	47
合計	2,399	2,396	3	44	47

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価	貸借対照表	評価差額		
		<u>計 上 額</u>		<u>うち益</u>	うち損
株式	50 百万円	65 百万円	15 百万円	15 百万円	百万円
債券	24,349	24,476	127	137	10
国債	18,323	18,408	85	87	1
地方債	399	404	5	5	
社債	5,626	5,662	36	44	8
その他	74	91	16	16	
合計	24,473	24,632	159	169	10

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 64 百万円を差し引いた額 94 百万円が、「株式等評価差額金」 に含まれております。

24. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額	売却益	売却損
9,684 百万円	60 百万円	14 百万円

25.時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	332 百万円

2 6 . その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1 年以内	<u>1 年超 5 年以内</u>	<u>5 年超 10 年以内</u>	10 年超
債券	6,938 百万円	10,687 百万円	3,035 百万円	4,315 百万円
国債	5,434	7,861	1,294	3,817
地方債		404		
社債	1,504	2,421	1,740	497
その他		499	900	500
合計	6.938	11.186	3.935	4.815

27.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は1,476百万円であります。このうち原契約期間が1年以上のものはありません。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

(平成16年4月 1日 から 平成17年3月31日 まで) 損益計算書 第80期

			(単位:百万円)
科 目	金	額	
経 常 収 益			4,404
資金運用収益	3,505		
貸 出 金 利 息	3,274		
有価証券利息配当金	207		
コールローン利息	0		
預 け 金 利 息	0		
その他の受入利息	22		
役務取引等収益	711		
受入為替手数料	141		
その他の役務収益	570		
その他業務収益	69		
外国為替売買益	1		
国 債 等 債 券 売 却 益	60		
国債等債券償還益	8		
その他経常収益	118		
その他の経常収益	118		
経常費用			4,246
資金調達費用	160		
預金利息	160		
コールマネー利息	0		
役務取引等費用	286		
支払為替手数料	27		
その他の役務費用	259		
その他業務費用	11		
国债等债券売却損	11		
営業経費	3,215		
その他経常費用	572		
貸出金償却	540		
株式等売却損	2		
その他の経常費用経 常 利 益	29		157
特別利益			416
得	110		410
貸倒引当金戻入益	118 290		
その他の特別利益	7		
ちゅう おんだん 特別 利益 日本 特別 損 失 日本	ı		4
その他の特別損失	4		4
税 引 前 当 期 純 利 益	4		570
法人税、住民税及び事業税			11
法 人 税 等 調 整 額			126
当期純利益			433
前期繰越損失			788
当期未処理損失			355
			<u> </u>

(損益計算書注記)

- 注1.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 支配株主との取引による費用総額 38 百万円
 - 3.1 株当たり当期純利益金額 140円 26 銭
 - 4.「その他の経常収益」には、最終取引日以降長期間異動のない預金等に係る収益計上額101百万円を含んでおります。

当社では、最終取引日以降長期間異動のない一定の預金等については、預金勘定から控除し別管理するとともに収益計上することとしております。

従来、当該異動のない期間等を 10 年間としていましたが、預金口座の犯罪等不正利用防止の観点などから、当事業年度より 5 年間といたしました。なお前事業年度における当該収益計上額は 15 百万円であります。

- 5.「その他の特別利益」は、主に事業再構築引当金取崩益であります。
- 6.「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年3月法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、 平成16年4月1日以後開始する事業年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当事業年度から損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。

第80期 損失処理計算書案

(単位:円)

	科				目		金	額
当	期	未	処	理	損	失		355,868,709
次	期	繰	j	越	損	失		355,868,709